





## 市県民税の計算例

## 給与所得者 その1

つぎの人を例にして計算してみたものです。  
◎配偶者と扶養親族子供2人  
・44年中の収入金額……………940,000円  
・44年中に支払った社会保険料……35,000円  
・44年中に支払った生命保険料……23,000円

収入金額 給与所得控除	社会保険料 生命保険料 配偶者
940,000円 - 265,600円 =	(35,000円 + 19,000円 + 110,000円)
扶養2人 基礎控除 課税標準額	
+ 160,000円 + 130,000円 =	= 220,000円 (千円未満の端数は切捨てます。)
税率 速算控除額 均等割額	
課税標準額 220,000円 × { 3% - 1,500円 + 400円 = 5,500円 … 市民税額	
2% - 0円 + 100円 = 4,500円 … 県民税額	
	10,000円 … 市県民税 合計税額

## 営業所得者等 その2

つぎの人を例にして計算してみたものです。  
◎配偶者と扶養親族子供2人  
・44年中の収入金額(売上高)……………7,000,000円  
・44年中の必要経費(仕入高および営業諸経費)…5,940,000円  
・白色事業専従者1人……………150,000円  
・44年中に支払った社会保険料……………36,000円  
・44年中に支払った生命保険料……………33,000円

収入金額 必要経費 専従者控除	社会保険料 生命保険料 配偶者
7,000,000円 - 5,940,000円 - 150,000円 = (36,000円 + 24,000円 + 110,000円)	
扶養2人 基礎控除 課税標準額	
+ 160,000円 + 130,000円 = 450,000円	
税率 速算控除額 均等割額	
課税標準額 450,000円 × { 4% - 5,500円 + 100円 = 12,900円 … 市民税額	
2% - 0円 = 100円 = 9,100円 … 県民税額	

## 給与所得控除額 第1表

○給与収入金額が900,000円までの場合

収入金額 × 20% + 80,000円

○給与収入金額が900,000円をこえ1,100,000円までの場合

収入金額 × 14% + 134,000円

○給与収入金額が1,100,000円をこえ2,100,000円までの場合

収入金額 × 4% + 244,000円

○給与収入金額が2,100,000円をこえ3,100,000円までの場合

収入金額 × 2% + 286,000円

○給与収入金額が3,100,000円以上の場合348,000円限度

## 諸控除(所得控除) 第2表

① 雑損控除	災害や盗難などの被害額が所得金額の10%をこえる部分
② 医療費控除	支払った医療費のうち、所得金額の5%をこえる部分の金額 30万円限度
③ 社会保険料控除	昭和44年に支払った社会保険料の全額
④ 小規模企業共済掛金控除	昭和44年に支払った第1種共済掛金の全額
⑤ 生命保険料控除	昭和44年に支払った生命保険料の合計額が ・15,000円までは全額 ・15,000円をこえ35,000円までは支払保険料の半額に7,500円を加えた金額 ・35,000円をこえるときは25,000円限度
⑥ 障害者控除	納税義務者または控除対象配偶者、扶養親族のうち に障害者があるとき1人につき80,000円ただし重度 障害者の場合は100,000円
⑦ 老年者・か婦勤労学生控除	納税義務者本人が該当するとき80,000円
⑧ 配偶者控除	控除対象配偶者110,000円
⑨ 扶養控除	1人につき80,000円 (配偶者がない場合の1人目は90,000円で以下1人 ふえるごとに80,000円)
⑩ 基礎控除	130,000円 (基礎控除は納税義務者全員差し引き ます。)

四十五年度の市民税と県民税が  
なりました。  
納税者で年税額を四期にわけて  
納税される方は六月十九日までに  
納税通知書を手許へお届けします  
今年も地方税法の一部改正で所  
得控除などが有利になり税負担が  
軽くなりました。

今回は具体的な計算方法をお知  
らせしますので納税通知書が届き  
ましたらご自分で計算してみてく  
ださい。なお、一期分の納期は六  
月末日です。ぜひとも納期内に完  
納します。

▼障害者控除が重度障害者十万円  
(旧九万円)、普通障害者八万円  
(旧七万円)

▼老年者・か婦勤労学生控除が  
各八万円(旧七万円)

▼基礎控除が十三万円(旧十二万  
円)

▼医療費控除の限度額が三十万円  
(旧十五万円)

▼譲渡所得の特例(四十四年中に  
譲渡した場合は新法・旧法のいす  
れかを選んで納税できます)

婦人は年間所得三十二万円(旧  
三十万円)までは市県民税がか  
からなくなりました。

▼長期譲渡所得の課税の特例  
保有期間が五年をこえる長期保  
渡所得にかかる課税の特例

渡された所得と分離して比例税率  
により計算されるよ

うになりました。

四十五年一月一日現在市内に住  
所がないが、市内に事務所、事業所  
家屋敷のある人は市県民税を納め  
ていただることになります。

者、か婦の人が年間所得三十二万  
円以下の人は除きます)

住所はないが、市内に事務所、事務所  
を納めていただることになります。

所があり、四十四年に所得があ  
った人(障害者、未成年者、老年者、  
高齢者申告者は給与支給額の金額  
(青色申告者は給与支給額の金額  
(白色申告者は専従者一人につき十  
五万円)を差し引いて所得金額をさ  
れも差引きます。こうして算出さ  
れた金額が「課税標準額」とな  
ります。

このようにして算出された課税  
標準額に市民税、県民税それぞれ  
第三表の税率を用いて税額(所得  
割額)を算出し、市民税等割四百円  
金額が市民税額、県民税額となり  
ます。

なお配当所得については市民税  
では三バーセント、県民税では一  
二バーセントを所得割額からそ  
れぞれ控除します。

ただし課税標準額が一千円を下  
りるときはそのこえる部分につ  
いての控除率は前記の二分の一と  
なる。

前納するとお得です

納税の時期

納税通知書が届きましたら納期

納期前納は第一期分の税金を

納めるときにまだ納期のきていな  
い二期以降分も一緒に納めると前  
納報奨金が得られます。

報奨金の計算は市の指定する金  
融機関の窓口で計算してくれます

納税する方には報奨金の額を差  
額四万円の方が六月二十九日以前  
に一度に納めますと期以降分に

一度に納税するよりよいことにな  
ります。

また利まわりも非常に有利です。

これまでの例でわかるように市県民税  
の五月三十日に納めますと延

ねばなりません。

支所管内はつきのとおり係員が  
お問い合わせください。

支所税務係へ出張していますので  
明の点は市民へお問い合わせください。

支所管内はつきのとおり係員が  
お問い合わせください。

支所税務係へ出張していますので  
明の点は市民へお問い合わせください。

支所管内はつきのとおり係員が  
お問い合わせください。

支所管内はつきのとおり係

